



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

鈍足の全力疾走

このところの当コラムでも生産性向上について何度かお話しさせて頂いておりますが、その為に重要な施策として「教育」を挙げさせて頂いております。当事務所も従前より税理士試験の専門学校が開設している実務講座をスタッフに受講するよう指導しておりましたが、それだけでは十分では無いと判断し、先月より私が講師となって所内勉強会を実施するように致しました。コンセプトは、実務で実際にあった事例を題材として、こういったケースでは税務会計上どのように判断するのがベストなのかを私なりに伝えていく方向で考えております。ただいきなりそういった話をするのも性急すぎるので、現在は私の生い立ちからどういう人生を歩み「税理士 加納豊彦」が形成されたのかを話しております。折角ですので皆さまにも少しだけ私の幼少期のことをお話し致します。

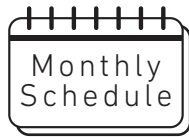
私の幼少期を端的に表すと「ヤンチャ」であり「虚弱児」でした。小学校入学前までは、同世代の子が近くにいるとすぐにちょっかいを出し、ケンカになることも良くありました。一方母親曰く、年の半分は熱を出したりして病院に通っていた（流石に話を盛り過ぎとは思いますが）というほど体が弱かったとのこと。ちなみに当時は標準体型で、短距離走は比較的速く、小学4年生位迄は毎年運動会の選抜リレー選手の補欠位の走力がありました（それ以降は相撲を始めた影響で今の様に大型化し、鈍足となりました…）。ただ長距離走は標準体型だった時代も遅く、マラソン大会の順位は常に後ろから数えた方が早い位。こういうところを見ても体質的なスタミナ不足は明らかで、虚弱児だったのも頷けますよね。

そんな感じでしたので、マラソン大会の時期になると本当に憂鬱でした。走り始めるとすぐに呼吸は苦しくなるし、脇腹は痛くなるし、足が

遅いと笑われるし…通常であれば何か理由をつけて休みたくなりそうですが、そういうことは（当然ですが）一度も行わず、常に自己ベストを目指して全力疾走しました。そういった姿勢が良かったのか、小学校中学年位から病欠も極端に減り、高学年以降は高校卒業するまで病欠は年に平均2日程度、皆勤賞の年も2回ほどあるなど、一定程度丈夫な体になりました。

とはいえ生まれつきの体の弱さが完全に克服できたわけではなく、社会人になってからもしばしばスタミナ切れによる体調不良には悩まされました。このままでは仕事でベストパフォーマンスを発揮できないと思い、少しでもベースのスタミナを上げる努力をする一方、このスタミナの無さとどう付き合うかを真剣に考えるようになりました。色々取り組んだお陰で大病をすることなく、コンスタントに力を発揮できるようになったかとは思います。

人間誰しも得手不得手はあります。もしかしたら自分が天職だと思って選んだ仕事でも、不得手な部分が資質として要求されることがあります。それだけでなく世の中生きていく上では、苦手なことでも否応なしに対応しないといけないことが色々あります。そんな状況で「自分は出来ないから」とか「自分分らないから」という居直りは通用しないばかりか、時として対応しなかったことによるペナルティを負うことになります。しかし苦手なりに全力で取り組み、克服への道が開ける場合もありますし、その姿勢を見た周囲からサポートを受けられるようになります。私は「体が弱い」以外にも「要点をまとめて上手く話すのが苦手」「ITに弱い」「せっかち」などビジネス上でのマイナス要素が色々ありますが、「鈍足の全力疾走」は続け、少しでも状況が好転するよう今後も取り組んでいきたいと思えます。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 9月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、5月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**5/31(金)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

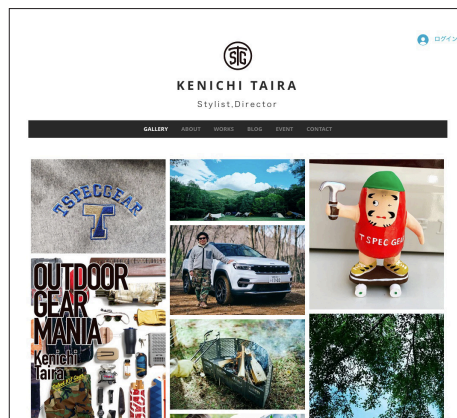
Introduction

当事務所のお客様をご紹介します

株式会社平事務所 /
スタイリスト ファッションディレクター 平 健一
<https://www.kenichi-taira.com>



普段は雑誌や広告のスタイリングやディレクション、最近アウトドアブランドやファッションブランドのプロデュースやアドバイザー、更にキャンプ場やグランピング施設のプロデュースに、横浜の動くガンダムのユニフォームのデザイン制作など多岐に渡って活動しております。
アパレルやアウトドアに精通し、撮影・カタログ・WEB制作なども手掛け、アウトドア本も販売中。
ユニフォームや衣装などの商品プロデュースや企画など、自社ノベルティの制作をご検討されている方、是非ご相談ください。



当社オリジナル商品は HP から購入できます
<https://www.kenichi-taira.com/about>



※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。

飲食代について

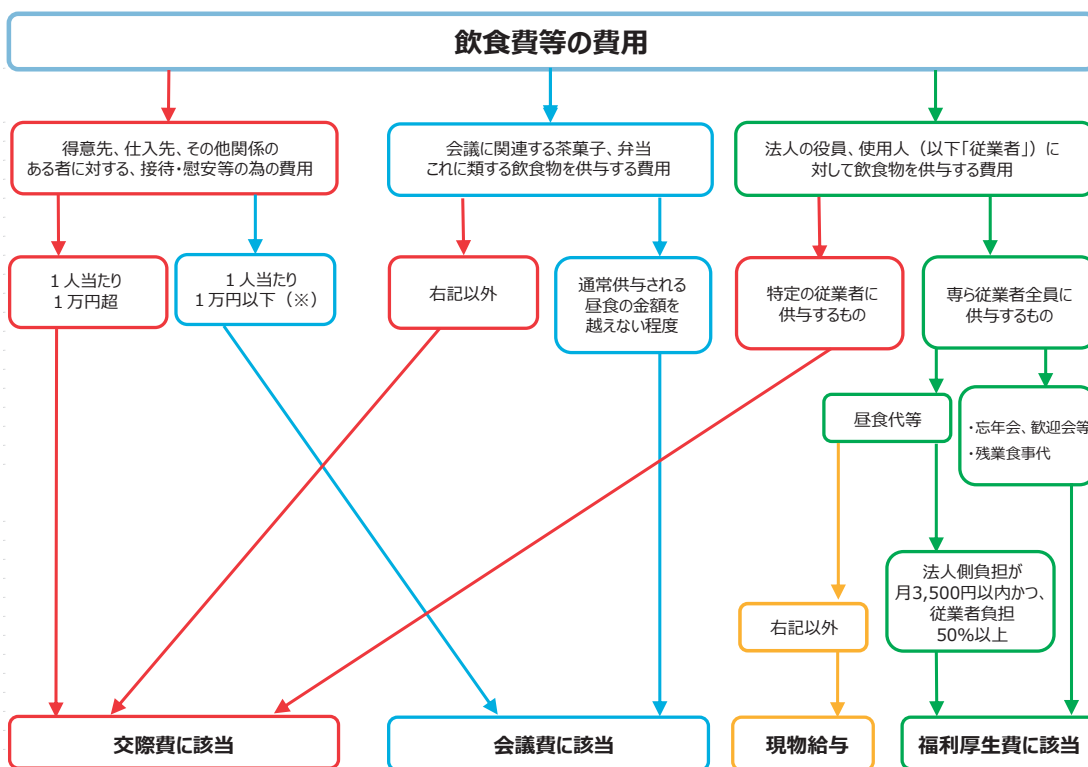
「令和6年度税制改正」で交際費の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準を令和6年4月1日以後より1人当たり10,000円以下（現行5,000円）に引きあがること示されました。

書類に参加人数等を記載して保存するのは現行の5,000円基準と同様です。

飲食費について、混在してしまわないよう参考までに分かりやすく簡記させていただきます。

尚重要な点をピックアップしたものにになりますので、その他細かい論点はいつでも当事務所にご相談ください。

飲食費判定のフローチャート～（法人のみ）



（※）領収書等に「飲食のあった年月日」「参加人数」「得意先、仕入先、その他関係のある者の氏名」の記入が要件

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 令和6年4月1日から、e-Taxでの申告等データの送信と同時にダイレクト納付手続が可能となる新機能「自動ダイレクト」が開始しました。

上記機能利用のためには、予めダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了していることが必要です。

利用届出書の代理作成をご希望の方や申告の際、自動ダイレクトの利用をご希望の方は、当事務所までご連絡下さい。



PDF

② インボイス制度について、多く寄せられるご質問が令和6年3月18日に更新の上、国税庁より公表されました。



PDF

③ 新たに「保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度」が3月15日よりスタートしました。

上記制度は「保証料率の上乗せ」という経営者保証の機能を代替する手法を活用することで、従前にあった経営者保証ガイドラインの3要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)よりも緩和した要件が設定されております。

ただ財務内容がしっかりしていないと要件を満たせませんので、制度の利用を検討している方は当事務所まで必ずご相談下さい。



PDF

④ 日本政策金融公庫が令和6年4月から融資契約手続きにおける電子契約サービスを導入しました。

電子契約サービスをご利用いただければ、契約書類への記入・押印や収入印紙の貼付が不要になり、スピーディーに契約手続きを行うことができます。

ご相談がございましたら、最寄りの支店(国民生活事業)までお問合せください。



PDF



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

